

町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 ( 2 0 2 0 年 ) 6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例の一部を改正する条例

町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例（平成20年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) <u>第6条</u> 略</p>	<p><u>(会議)</u> <u>第6条</u> 審議会は、必要に応じ会長が招集する。 <u>2</u> 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、 <u>会議を開くことができない。</u> <u>3</u> 審議会の議事は、出席した委員の過半数を <u>もって決し、可否同数のときは、会長の決す</u> <u>るところによる。</u> <u>4</u> 会長は、必要があると認めるときは、審議 <u>会に委員以外の者の出席を求めることができ</u> <u>る。</u> (委任) <u>第7条</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。